

# 情報公開請求における権利濫用請求の取扱指針

福 知 山 市

## 1 趣 旨

福知山市は、福知山市情報公開条例（平成14年福知山市条例第24号。以下「条例」という。）に基づき、市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を保障するとともに、市政の説明責任を果たし、市民と協働することにより、公正で開かれた市政の推進に努めている。

一方、開示請求者には、条例の目的に即した開示請求を行う権利の適正な行使及び開示により取得した情報の適正な使用が求められる。

これらの開示請求権の本来の目的・趣旨を著しく逸脱する請求については、権利の濫用として一般法理上、請求を違法なものとして拒否し、不開示決定を行うことができるものとする。

しかしながら、権利の濫用に当たるか否かについての判断・運用は、条例が「知る権利」を尊重し、市政の「説明責任」を果たすものであるという理念に鑑み、慎重に行うべきものである。

このため、実施機関において、行政文書の開示請求を行う権利を保障するとともに、情報公開制度の適正な運用を図るため、次のとおり権利濫用請求の取扱指針を定める。

## 2 権利濫用請求の判断要件

開示請求が、次の各号のいずれかの要件を満たす場合には、権利の濫用として、不開示決定を行う。この場合において、要件を満たすか否かの判断は、開示請求の態様や開示請求に応じた場合の業務への支障等を勘案し、当該請求が社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かにつき以下の判断要素を考慮して行うこととする。

### (1) 請求対象の公文書が著しく大量で開示決定等までに長期の特例延長が必要で、開示請求により通常業務の遂行に著しく支障が生じる場合

#### ア 趣 旨

条例第14条では、開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、開示請求に係る公文書のうちの相当部分につき60日以内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするに足りるとする特例を定めている。

この規定は、大量の文書の開示請求があり対象文書の開示に相当な時間を要する場合であっても、通常業務と平行して順次開示手続を実施すべきことを定める趣旨のも

のであり、そのような場合でも、原則としては開示請求を拒むことはできないというべきであるが、開示決定等の期限の特例を適用したとしても、開示決定事務の処理が相当長期に及ぶことで、看過できない程に業務上の支障がある場合で、かつ開示請求者において業務の支障を生じさせる意図が認められる等の事情（以下「開示請求者側の事情」）がある場合には、権利濫用請求として不開示決定を行うものとする。

#### イ 判断要素

対象文書の分量については、同一人（相互に関連があり、全体として同一人とみなし得る場合を含む。）による、特定の室課（かい）（以下「課等」という。）に対する開示請求で、当該課等の職員が通常業務を遂行しながら請求された全ての行政文書についての開示決定等を行うのに、おおむね1年を超える期間を要するか否かを基準とする。

開示請求者側の事情については、その言動から業務への支障を生じさせる目的が認められる場合や、より迅速・合理的な開示請求の方法があるにもかかわらず、そのような請求方法によることを拒否し、あえて迂遠な請求を行う場合等をいうこととする。

#### ウ 請求の例

- (ア) 「特定の法律の施行に係る文書の全て」、「特定の課の保有する文書の全て」など、概括的な請求を行い、担当課等の職員が請求者の必要とする情報の内容を聴取し、ファイル基準表等、文書特定の参考となる情報を提供し、対象公文書に係る事業の範囲や年度を限定する等、公文書のより詳細な特定や、無作為抽出や分割請求など、より合理的な請求方法をとるよう求めたにもかかわらず、合理的な理由なくこれを拒否し、当該課等の職員が単独で通常業務を遂行しながら1年を超えて開示請求事務を行わなければならないと見込まれる程の大量請求を行う。
- (イ) 同一人が、特定の課等への集中又は連続した開示請求を行う場合や、条例第14条の特例延長期間中に、同一の課等に対し、重ねて特例延長が必要な文書の公開請求を行うなど業務に支障を生じさせる意図が見受けられる場合で、結果として、当該課等の職員が単独で通常業務を遂行しながら1年を超えて開示請求事務を行わなければならないと見込まれる程の大量請求を行う。

## (2) 市民の知る権利の尊重及び市政の説明責任の確保という条例の目的・趣旨を著しく逸脱した請求であることが認められる場合

### ア 趣旨

条例は、住民自治の理念にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにすることによって「知る権利」の具体化を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民参加の公正で開かれた市政の推進に資することを目的としている（条例第1条）。

また、公文書の開示を請求するものは、条例の定めるところにより公文書の開示

を受けたときは、これによって得た情報を条例の目的に即して、適正に使用しなければならない（条例第4条）。

このような条例の目的・趣旨を著しく逸脱した請求であることが認められる場合には、権利濫用請求であるとして不開示決定を行うものとする。

#### イ 判断要素

開示請求対象文書を閲覧する意思がない、必要のない請求を行う等、市民の知る権利の尊重及び市政の説明責任の確保という条例の趣旨に反する請求であると認められる場合、開示請求により得た情報を特定の人物・団体等を誹謗・中傷する目的で使用する、開示された文書を改ざんして使用する等、開示された文書・情報を不適正に使用のおそれがあることが認められる場合に、権利濫用請求であると判断する。

#### ウ 請求例

- (ア) 過去の開示決定において、正当な理由なく閲覧をしない、開示場所の指定を遵守しない等の行為を繰り返し行った者が、「閲覧するかどうかは請求者の自由である。」「特定の場所でないと閲覧しない。」といった発言を行うなど、開示請求を行うだけで閲覧をする意思のないことが認められるもの。
- (イ) 正当な理由がないのに同一文書を繰り返し開示請求するもの。
- (ウ) 特定の職員が関与する行政文書についての集中又は連続した開示請求であって、開示された文書を使用して当該職員を誹謗・中傷・威圧する等の目的が認められるもの。
- (エ) 過去に開示請求で得た情報を改ざんして使用する等不適正な使用を行い、その際、実施機関が当該請求者に対して、その情報の使用中止を要請したにもかかわらず、当該不適正な使用を繰り返し、再度不適正な使用が行われるおそれがあるもの。

### 3 権利濫用請求に係る請求者への説明・情報提供等

権利の濫用として不開示とすることを検討する際には、請求者に対し、あらかじめ次の各号に掲げるような要請や説明等を適宜行う。この場合において、これらの要請等を行ったにもかかわらず、請求者が正当な理由なくこれを拒否する場合に、権利の濫用として不開示とすることを検討する（ただし、（3）に関しては、そのような要請をした上で再度不適正な使用が認められる場合に、それ以後の請求について、権利の濫用として不開示とすることを検討する。）。

- (1) 開示請求の対象となる文書が大量である場合、開示決定等を行い公文書の閲覧等ができるまでに相当の期間を要し、通常業務の遂行に支障が及ぶことについて、請求者に対し説明し、理解を求めること。
- (2) 請求者が必要とする情報の内容を聴取し、ファイル基準表等、文書特定の参考とな

る情報を提供し、対象公文書に係る事業の範囲や年度を限定する等、公文書のより詳細な特定や、無作為抽出や分割請求など、より合理的な請求方法をとるよう要請すること。

- (3) 過去に開示によって得た情報を不適正に使用したと認められる請求者に対して、公文書を開示する場合には、条例第4条の趣旨に基づき、これによって得た情報を適正に使用するよう要請すること。
- (4) 第2号及び前号の要請については、できる限り、文書によることとし、行政指導の内容を明確にすること。
- (5) 請求者の言動から、開示請求による情報公開を受けることが目的でなく、市行政に対し意見や要望を述べたいとの意向が見受けられる場合には、実施機関においてその意見や要望を傾聴した上で、市としての説明責任を果たすよう努めるとともに、他の不服申立制度や救済制度等、請求者の利益に資すると考えられる情報の提供を行うこと。

#### 4 権利濫用請求と判断される場合の開示決定等

- (1) 開示請求書に形式上の不備が認められない場合には、開示請求書を受理し、条例の定める手続に従って不開示決定を行うこと。
- (2) 請求者への適正請求の要請や権利濫用請求か否かの判断に時間を要する場合は、条例第13条の開示決定等の期限の延長手続をとること。
- (3) 開示請求の内容が分割可能な場合は、請求のうち、権利濫用でない部分については、条例第11条により決定等を行うこと。
- (4) 不開示決定通知書には、権利濫用請求と判断する前提となった事実及びそのように判断した理由をできる限り詳しく記載すること。
- (5) 実施機関は、当該請求について権利濫用請求であると判断し不開示の決定を行った場合には、その旨を福知山市情報公開・個人情報保護審査会に報告すること。

#### 附 則

この指針は、令和元年6月1日から施行する。